

千葉市立青葉病院地域医療支援病院運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立青葉病院が地域医療支援病院として、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務の適切な運営について審議し、当院の管理者に対し提言するため、千葉市立青葉病院地域医療支援病院運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる地域における医療の確保のために必要な支援に関する事項について審議する。

- (1) 共同利用の実施
- (2) 救急医療の提供
- (3) 地域の医療従事者に対する研修の実施
- (4) 諸記録の管理
- (5) 紹介患者に対する医療提供
- (6) 患者に対する相談体制その他管理者の業務遂行状況
- (7) その他地域医療支援病院の運営に関する事

(組織)

第3条 委員会は、地域の医療関係団体の長及び学識経験者等から構成される「千葉市立青葉病院地域医療支援病院運営委員」をもって組織し、委員は、20人以内とする。

2 委員会には、委員長を置くものとし、委員長は、病院長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(開催)

第6条 委員会の開催は、四半期に1回（5月、8月、11月、2月）開催する。ただし、必要があると認めるときは、開催月を変更し、又は臨時に開催することができる。

2 委員会を開催するに当たっては、各委員に通知するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、千葉市立青葉病院地域連携室に置くものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。